

○役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人聖カタリナ学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の種別）

第2条 この規程において役員の種別は次のとおりとする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤理事とは、理事長、代表業務執行理事、財務理事（業務執行理事）及びその他の、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- （3）職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- （4）非常勤役員とは、前2号以外の役員をいう。
- （5）常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- （6）非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- （7）職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- （8）報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- （9）費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬及び通勤手当を支給する。
 - （2）非常勤理事及び非常勤監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
 - （3）評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 2 役員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

（役員の報酬額）

第4条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬日額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは常勤監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 前号後段により円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

(理事長手当)

第5条 理事長には別表第3に定める理事長手当を支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤理事及び常勤監事については、学校法人聖カタリナ学園、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部給与規程第8条及び諸手当支給基準3に準じて、通勤手当を支給する。

(賞与)

第7条 役員及び評議員には賞与を支給しない。

(評議員の報酬)

第8条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第4のとおりとする。

(退任手当)

第9条 役員及び評議員の退任にあたっては、退任手当は支給しない。ただし寄附行為第10条第4項第1号、第2号、第3号、第25号第3項第1号、第2号、第3号及び第35号第2項第1号、第2号、第3号により退任する役員及び評議員については、記念品を贈呈する。記念品は理事長が決定する。

(報酬の支払い方法)

第10条 常勤理事及び常勤監事の報酬等は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月23日にその月の月額全額を支給する。

- 2 前項の定めに拘わらず報酬支給日が休日にあたる時はこれを前日に繰り上げる。やむを得ない事情のあるときは、理事長の許可を得て繰り上げ又は繰り延べることができる。
- 3 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。出張による業務等従事した日に支給しがたい場合は、別の日に支給することがある。

(交通費及び費用)

第11条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった場合は、報酬とは別に学校法人聖カタリナ学園本部旅

- 費規程により交通費（日当は除く）を支給する。
- 2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して別に定める学校法人聖カタリナ学園本部旅費規程により旅費を支給する。
- 3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第12条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
- 3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第13条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の「役員の報酬等に関する規程」は廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事及び常勤監事の報酬額

常勤理事	月額 30万円
常勤監事	当分の間定めない

別表第2（第4条第2項関係）

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非常勤理事	理事会等に出席その他法人の業務	日額4万円
非常勤監事	監査業務、理事会・評議員会に出席その他法人の業務	日額4万円

別表第3（第5条関係）

理事長手当	月額 20万円
-------	---------

別表第4（第8条関係）

評議員の報酬額		
評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席その他 法人の業務	日額5千円